恵庭市水防計画 新旧対照表

貢	現行	改正(案)	変更の必要性等
	第1章 総則	第1章 総則	
	(略)	(略)	
	第2節 用語の定義	第2節 用語の定義	
	(略)	(略)	
	(1) 水防管理団体	(1) 水防管理団体	
1-1	(略)(法第2条第1項)。	(略)(法第2条第 <u>2</u> 項)。	幹事会意見によ
	(略)	(略)	る修正(<u>札幌管</u>
	(3) 水防管理者	(3)水防管理者	区気象台)
	(略)(法第2条第2項)。	(略) (法第2条第 <u>3</u> 項)。	
	(4)消防機関	(4)消防機関	
	(略)(法第2条第3項)。	(略) (法第2条第 <u>4</u> 項)。	
	(5)消防機関の長	(5)消防機関の長	
	(略)(法第2条第4項)。	(略)(法第2条第 <u>5</u> 項)。	
	(略)	(略)	
	(7) 量水標管理者	(7)量水標管理者	
	(略)(法第2条第6項、(略)	(略) (法第2条第 <u>7</u> 項、(略)	
	(略)	(略)	
1-2	(15)避難判断水位	(15)避難判断水位	
	(略) (法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位)。	(略) <u>(削除)</u>	幹事会意見によ
	(16) 氾濫危険水位	(16)氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u>	る修正(<u>札幌管</u>

	10/C 114/14/10 HT	7/21 1 1 7 3 7 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	(略)	(略)	区気象台)
	第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	
	(略)	(略)	
	2 処理すべき事務又は業務の大綱	2 処理すべき事務又は業務の大綱	
	(1) 恵庭市(以下「市」という。)	(1)恵庭市(以下「市」という。)	
1-4	ア (略)(法第7条第1項及び第4項)	ア (略)(法第7条第1項及び第 <u>7</u> 項)	幹事会意見によ
	(略)	(略)	る修正(<u>札幌管</u>
	工 (略)(法第10条第3項、第11条第1項)	エ (略)(法第10条第3項、第11条第1項 <u>、第13条の4</u>)	区気象台)
	(略)	(略)	
	(5) 気象庁長官(札幌管区気象台)	(5) 気象庁長官(札幌管区気象台)	
1-4	ア 気象予報及び警報の通知(略)	ア 気象 <u>、洪水の</u> 予報及び警報の通知(略)	幹事会意見によ
	(略)	(略)	る修正(<u>札幌管</u>
	第2章 予報及び警報等の伝達	第2章 予報及び警報等の伝達	区気象台)
	(略)	(略)	
	第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類	第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類	
	(略)	(略)	

資料2-1

恵庭市水防計画 新旧対照表

2-1	区分	種 類	発表機関	摘 要
		大雨注意報		
	気象予警報	大雨警報		加点はの注音却
	・法第 10 条第 1 項	大雨特別警	札幌管区気象	一般向けの注意報・
	・気象業務法第13条の2第1項	報	台	警報の発表をもっ
	・気象業務法第14条の2第1項	洪水注意報		て代える
		洪水警報		
	洪水予報		北海道開発局	
	・法第 10 条第 2 項	注意報	北 海 道	指定河川について、
	・法第 11 条第 1 項	警報	札幌管区気象	水位又は流量を示
	・気象業務法第14条の2第2項	情報	台	して行う予報
	・気象業務法第14条の2第3項		共同	
		待機		指定河川地域の水
	→ ト 『七 葡女 去口	準備	小海	防管理団体に水防
	水防警報 ・法第 16 条	出動	北海道開発局 北 海 道	活動を行う必要が
		指示	北海道しある	あることを警告し
		解除		て発表

注)水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向 け注意報及び警報に含めて発表されるものである。従って、洪水注意報が発表されたときは 直ちに水防活動用洪水注意報が発表されたことになる。

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

- 1 水防活動の利用に適合する予報及び警報
- (略) 一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。 2-2

(略)

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

2-3 (新設)

区 分	種 類	į	発表	幾関	摘要
気象予警報 ・法第 10 条第 1 項 (削除) ・気象業務法第 14 条の 2 第 1 項	大雨注意载 大雨警報 (削除) 洪水注意载 洪水警報	· · · · ·	札幌管區台		一般向けの注意報・ 警報の発表をもっ て代える
洪水予報			北海道関	開発局	
・法第 10 条第 2 項	注意報		北 海	道	指定河川について、
・法第 11 条第 1 項	警報		札幌管區	区気象	水位又は流量を示
・気象業務法第14条の2第2項	情報		台		して行う予報
・気象業務法第14条の2第3項			共同	司	
	待機				指定河川地域の水
水防警報	準備		北海道開発局 北 海 道	防管理団体に水防	
・法第 16 条	出動			活動を行う必要が	
・ 広 先 10 米	指示			: 追	あることを警告し
	解除				て発表

注)水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般 向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。従って、洪水注意報が発表された ときは、直ちに水防活動用洪水注意報が発表されたことになる。

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

(略) 一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。なお、水防活動の利 幹事会意見によ

用に適合する特別警報は設けられていない。

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日か る修正(札幌管

ら翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日 区気象台)

先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表

幹事会意見によ る修正(札幌管 区気象台)

る修正(札幌管

幹事会意見によ

区気象台)

(1) 地方情報、府県気象情報 2-3 (略) (2) 台風に関する気象情報 (略) (3) 記録的短時間大雨情報 府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨の観測(地 析)) したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。 (略)

(4) 土砂災害警戒情報

(略)

(5) 竜巻注意情報

(略)

(新設) 2-4

される。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

(略)

(3) 台風に関する気象情報

(略)

(4) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、<mark>大雨警報発表中に、</mark>数年に一度程度しか発生しないような短時 上の雨量計による観測又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分」間の大雨の観測(地上の雨量計による観測又は解析(気象レーダーと地上の雨量計 を組み合わせた分析)) したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

(略)

(5) 土砂災害警戒情報

(略)

(6) 竜巻注意情報

(略)

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域 ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の 予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警 戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することがで きる。

幹事会意見によ

る修正(札幌管

区気象台)

幹事会意見によ

る修正(札幌管

区気象台)

(2) 大雨警報(浸水害)の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の 領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用 いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、 どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(3) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5 段階に色分けして示す情報。

3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水 警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができ る。

(4) 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、 下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨 量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり 流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準へ の到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに 更新している。

- 4 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達
- (略) また、NTT東日本・NTT西日本から警報事項が市に通知される

区気象台)

幹事会意見によ

る修正(札幌管

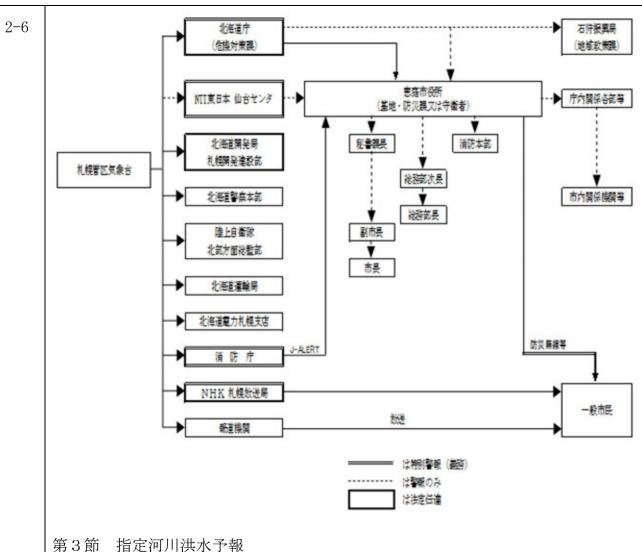
(略) また、NTT東日本から警報事項が市に通知される

3 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

(略)

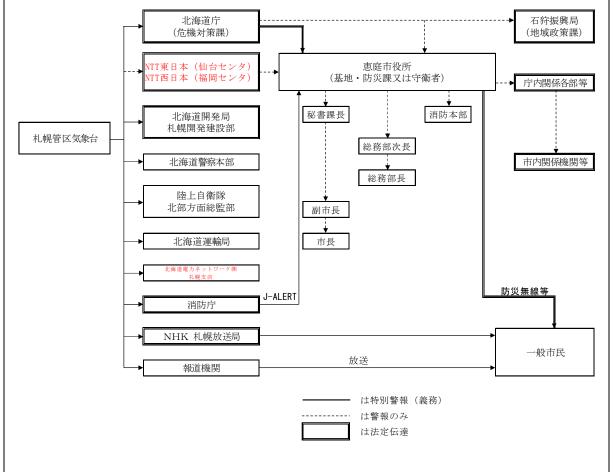
2-4

(略)



1 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者等に |通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する │通知する。 (削除) ものとする。



第3節 指定河川洪水予報

1 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国│知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国 土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者等に

幹事会意見によ る修正(札幌管 区気象台)

幹事会意見によ る修正(札幌管 区気象台)

幹事会意見によ

る修正(<u>札幌管</u>

区気象台)

恵庭市水防計画 新旧対照表

洪水の危険レベル	発表する情報 〔洪水予報の 種類〕	水位の名称	発表基準	市の行動
レベル5	氾濫発生情報〔洪水警報〕	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき	・住民の避難完了
レベル 4 (危険)	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位 (特別警戒水 位)	氾濫危険水位に到 達したとき	・避難勧告等の発令を判断・住民は避難を判断
レベル 3 (警戒)	氾濫警戒情報〔洪水警報〕	避難判断水位	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	・避難準備・高齢者等避 難開始情報発令を判断 ・住民は、氾濫に関する 情報に注意
レベル 2 (注意)	氾濫注意情報 〔洪水注意 報〕	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到 達し、さらに上昇 するおそれがある とき	・水防団出動
レベル 1	(発表なし)	水防団待機水 位		・水防団待機
	レベル 5 レベル 4 (危険) レベル 3 (警戒)	供水の厄峡 レベル[洪水予報の 種類]しベル5氾濫発生情報 [洪水警報]しベル4 (危険)氾濫危険情報 [洪水警報]レベル3 (警戒)氾濫警戒情報 [洪水警報]レベル2 (注意)氾濫注意情報 [洪水注意 報]	 (共水子報の 種類) ルベル 5 (氾濫発生情報 (洪水警報) レベル 4 (危険) (地震危険情報 (特別警戒水位) (特別警戒水位) (本別警戒情報 (当来) (本別警戒) (本別警戒) (本別警戒) (本別警戒) (本別警戒) (本別事刊) (本別事	(注水予報の 種類] 水位の名称 発表基準 記濫発生情報 (氾濫発生) でルル

洪水の 険 レベ)	〔洪水予報の種	水位の名称	発表基準	市の行動
レベル	氾濫発生情報 〔洪水警報〕	(氾濫発生)	氾濫が発生したと	・住民の避難完了
レベル(危険	- 1-122-2154114114	氾濫危険水位 (特別警戒水 位)	氾濫危険水位に到達したとき	・避難勧告等の発令を判断・住民は避難を判断
レベル (警戒	- 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	避難判断水位	避難判断水位に到 達し、さらに上昇 するおそれがある とき、あるいは水 位予測に基づき氾 濫危険水位に到達 すると見込まれた とき	・避難準備・高齢者等避 難開始情報発令を判断 ・住民は、氾濫に関する 情報に注意
レベル (注意	7-12-72-114-11-	氾濫注意水位 <u>(警戒水位)</u>	氾濫注意水位に到 達し、さらに上昇 するおそれがある とき	・水防団出動
レベル	1 (発表なし)	水防団待機水 位		・水防団待機

(略)

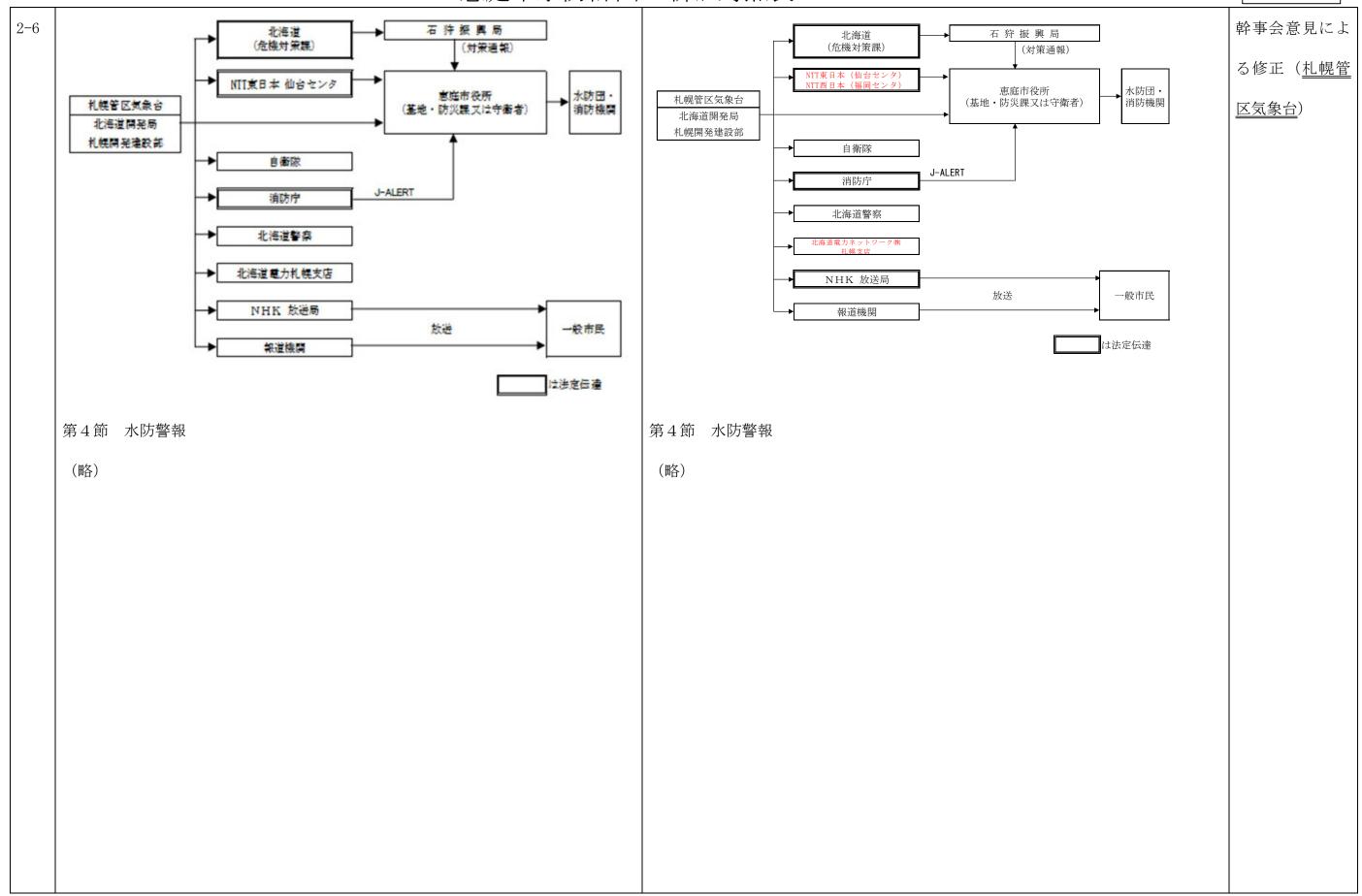
3 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図

(略)

(略)

3 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図

(略)



恵庭市水防計画 新旧対照表

2-7	種類	内容	発表基準	種類	内容	発表基準	幹事会意見によ
	待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を毛国するもの。水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により特に必要と 認めるとき。	待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を毛国するもの。水防機関の出動時間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	 	る修正(<u>札幌管</u> <u>区気象台</u>)
	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、 水防機関に出動準備をさせる必要がある旨を警告する もの。		準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、 水防機関に出動準備をさせる必要がある旨を警告する もの。		
	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	指定河川洪水注意報 (はん濫注意情報) 等により、または、水位、流量その他河川状況により、はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	指定河川洪水注意報(<u>温</u> 濫注意情報)等により、または、水位、流量その他河川状況により、 <u>温</u> 濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	
	指示	水位、耐水時間その他水防活動上必要な状況を明示すると共に越水・漏水・法崩れ・亀裂、その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	指定河川洪水警報 (はん濫警戒情報) 等により、又は既にはん濫注意水位を超え、災害のおそれがあるとき。	指示	水位、耐水時間その他水防活動上必要な状況を明示すると共に越水・漏水・法崩れ・亀裂、その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	指定河川洪水警報(<mark>温</mark> 濫警戒情報)等により、 又は既に <mark>温</mark> 濫注意水位を超え、災害のおそれが あるとき。	
	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する 旨を通知するもの。		解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する 旨を通知するもの。		
	(略)			(略)			
	第5節 水位	注情報の通知および周知		 第 5 節 水位 	数重公辛目によ		
2-10	(略)水位が	S避難判断水位(略)		(略)水位が	幹事会意見によ る修正(<u>札幌管</u>		
	第3章 雨量	*・水位等の情報収集	第3章 雨量・水位等の情報収集				
	(略)			(略)			区気象台)

3-1 《市町村向け情報提供》

名称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川 情報」	の防災 http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)
気象庁・防災気象情報提供 ム	システ http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login

注)貸与された ID、パスワードにより利用

《一般向け情報提供》

名	称	ホームページアドレス
国土交通省「川の	防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/(携帯電話用)
北海道防災情報(『 ム)	方災対策支援システ	http://www.bousai-hokkaido.jp/
札幌管区気象台ホームページ		http://www.jma-net.go.jp/sapporo/
気象庁ホームページ		http://www.jma.go.jp/

注) 国土交通省「川の防災情報」においてダム情報も閲覧可

第4章 ダム、排水機場、樋門等の操作

第1節 漁川ダム

(略)

3 ダムの情報統計図

情報系統図は次のとおりである。

《市町村向け情報提供》

名称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)
(削除)	(削除)

注)貸与された ID、パスワードにより利用

《一般向け情報提供》

名	称	ホームページアドレス
国土交通省「川の	防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/(携帯電話用)
北海道防災情報(テム)	防災対策支援シス	http://www.bousai-hokkaido.jp/
札幌管区気象台ホ	ームページ	https://www.data.jma.go.jp/sapporo/
気象庁ホームペー	ÿ	https://www.jma.go.jp

注) 国土交通省「川の防災情報」においてダム情報も閲覧可

第4章 ダム、排水機場、樋門等の操作

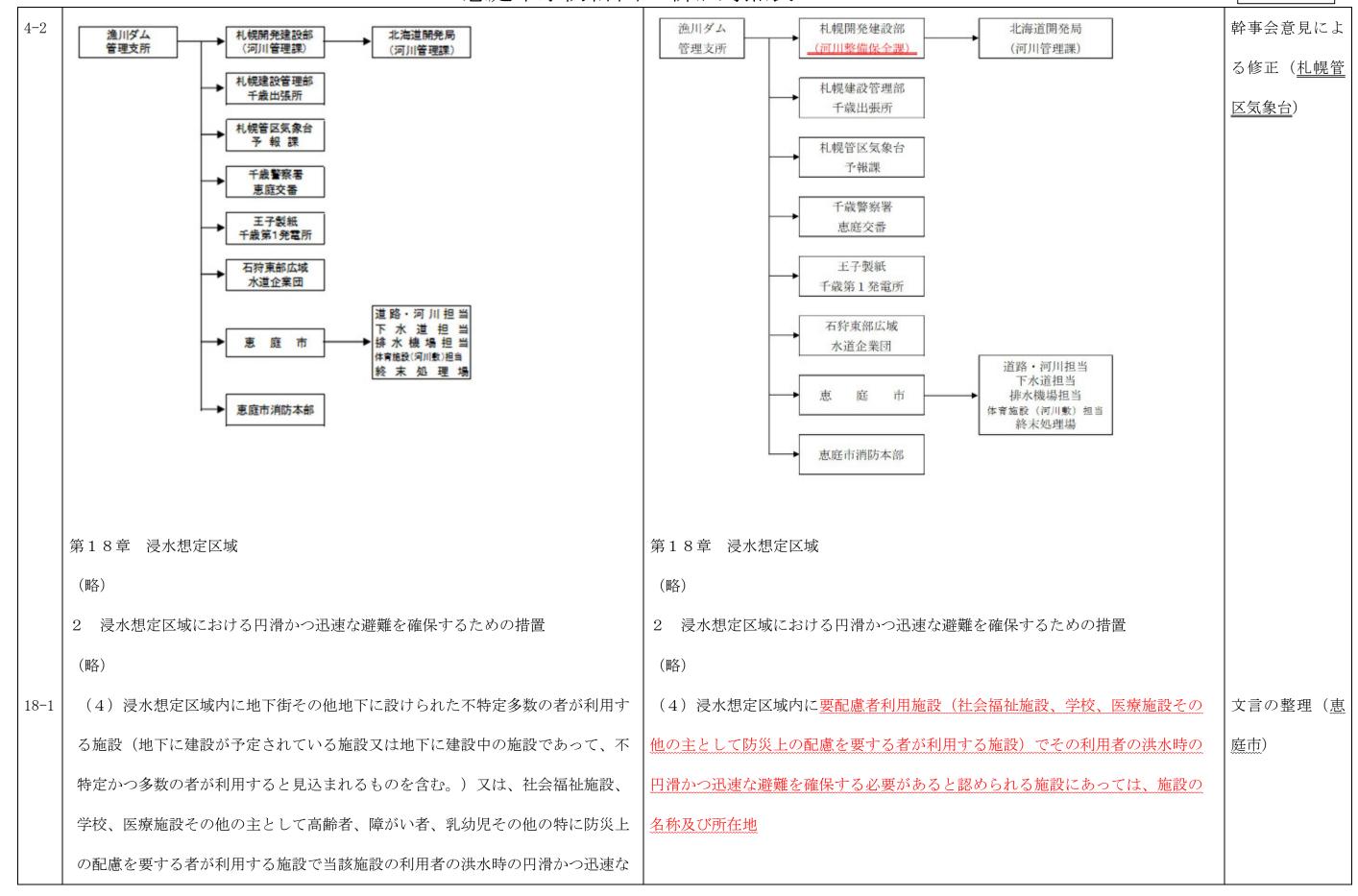
第1節 漁川ダム

(略)

3 ダムの情報統計図

情報系統図は次のとおりである。

幹事会意見によ る修正(<u>札幌管</u> 区気象台)



避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施 設の名称及び所在地

(略)

18-1 3 避難行動要支援者利用施設等における伝達方法

法第15条第2項の規定により、防災会議は、避難行動要支援者が利用する施設 [上記(3)に規定する施設] については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、水位到達情報の伝達方法を恵庭市地域防災計画に定めるものとする。 (略)

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等法第15条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、市長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水 予報等の伝達方法を定めるものとする。

水防法改正に伴い修正(恵庭市)